令和5年4月1日以降に出産される方の

出産育児一時金請求のフローチャート

出産育児一時金の
「直接支払制度」または「受取代理制度」を利用

する

「直接支払制度」を利用する

医療機関等と直接支払制度を利用する旨の合意文書を交わす。
※合意文書には、「出産育児一時金の申請先保険者」が記載されます。

出産

出産費用は出産育児一時金の金額 50 万円（産科医療補償制度未加入機関での出産の場合 48.8万円）未満でしたか？

はい

いいえ

出産費用が出産育児一時金の額を超えた場合、超えた額を医療機関等へお支払いただきます。出産育児一時金の申請は、全額について医療機関等が行いますので、被保険者は、特に手続きの必要はありません。

出産費用との差額について、イオン健康保険組合へ請求いただきます。差額がイオン健康保険組合にて把握できた時点で、(通常、出産から 2～ 3ヶ月後)、イオン健康保険組合から直接、または事業主経由で差額請求書を送付します。なお、イオン健康保険組合からの送付を待たずに、請求（内払）いただくことも可能です。イオン健康保険組合の給付担当へご相談ください。

イオン健保から送付される
「差額請求書」で請求する

◆出産育児一時金差額請求
【請求書】
・健康保険（家族）出産育児一時金差額請求書
【添付書類】
・医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー

※受取代理制度の利用を厚生労働省に届け出ている医療機関等であること

「受取代理制度」を利用する

※専用申請書の交付を受ける
（出産予定日の 2 ヶ月前から申請可能）

ご出産予定の医療機関等から専用申請書である「出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）」（以下、「受取代理申請書」）の交付を受けてください。

「受取代理申請書」をイオン健保へ送付

◆受取代理申請書
【申請書】
・出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）
※申請者（被保険者）記入欄と医療機関等の記入欄をご記入いただきイオン健保へ送付してください。

イオン健保から医療機関等へ受付通知

送付を受けたイオン健保より、受取代理人となる医療機関等へ、受付の通知を行います。
※これより後は、イオン健保と医療機関等での処理となりますので、申請者（被保険者）は、特に手続きはございません。

出産

イオン健保は、医療機関等からの請求に基づき、出産育児一時金（50 万円）を上限に医療機関等へ支払います。医療機関等への支払額が、出産育児一時金に満たなかった場合、差額をイオン健保から申請者（被保険者）へ支払います。

イオン健保からの送付を待たずに請求する
※イオン健保　給付担当へご相談ください。

◆出産育児一時金内払金支払依頼
【請求書】
・健康保険（家族）出産育児一時金内払依頼書
【添付書類】
・医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー（注 2）
・直接支払に関する合意文書のコピー
（注 2）産科医療補償制度加入の場合、所定の押印がされたもの

しない・できない

医療機関等と直接支払制度を利用しない旨の合意文書を交わす。
※合意文書には、「出産育児一時金の申請先保険者」が記載されます。

出産

出産費用全額を医療機関へお支払いいただきます。

◆出産育児一時金請求
【請求書】
・健康保険（家族）出産育児一時金請求書
【添付書類】
・請求書所定欄に医師・助産師または市区町村の証明
・医療機関等から交付される出産費用の領収・明細書のコピー（注 1）（注 2）
・直接支払に関する合意文書のコピー（注 1）
（注 1）海外で出産された場合は不要です。
（注 2）産科医療補償制度加入の場合、所定の押印がされたもの